

仮想証人喚問・「消費税を上げたのは？」

衆議院予算委員会【予算委員長席、委員席、証人席（複数）の配置】

〔委員長のみ着席。委員、証人まだ登場せず〕

委員長：〔つっけんどんに読み上げる〕これより会議を開きます。日程第一。一般会計予算審議に先立ち、委員諸君の申し出により、本委員会で、消費税導入および税率変更に関連して、歴代総理の方々に証人としてお越しいただくことになりました。証人にはさきほど宣誓をしていただきましたので、よろしくお願い致します。証人にお話をうかがうのに先立ち、委員坂本たつま君より発言の申し出があるのでこれを許します。坂本たつま君！

【坂本たつま委員、入場】

坂本たつま委員：委員長！ ご承知の通り、日本国憲法84条は、「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」と定めております。租税というものは、国民に直接ご負担をいただくわけですから、当然、ご負担いただく方々の同意を得なければならない。こういう原則であります。「代表なければ課税なし」という原則の具体化であります。税率をあげる場合も、必ず、この法律による議決を要することは当然であります。ただ、こんなことをここで確認致しますのも、平成元年から実施されております消費税。どうもその導入のあたりから、国民にはよくわからない。導入しませんといいながら、導入されたのがこの消費税です。歴代総理に今日はお越しを頂き、そここのところをとくとお聞きしたいと思うのであります。

委員長：それでは、元総理・大平正芳君より始めます。坂本君。

坂本： それでは、大平元総理。あなたは、若き頃、地方の税務署長を経験されたが、そのとき、酒の密造者たちを摘発し、その更生に大変尽力されたそうであります。正

直なお方ですので、昭和54年10月の総選挙のとき、選挙前に「一般消費税」ということをおっしゃってしまった。結果は、あなたの党は大敗北を喫しました。あなたは、「一般消費税」を最初にとりあげた首相として、いま、わが国に消費税が実施されていることについて、どういう感想をお持ちになっておりますか。

委員長：大平正芳君！

【場内、沈黙 数秒後、天井のマイクから、大平元首相の声「アー、ウー」】

委員長：大平君には遠い天国よりの証言ありがとうございました。次に、中曽根康弘君に
お願い致します。【中曽根元総理登場。胸には大きな勲章が】 坂本たつま君！

坂本委員：委員長！ 中曽根元総理。あなたは、昭和61年夏の総選挙で「大型間接税は導入しない。私はうそはつきません」とはっきりおっしゃりましたね。ところが、選挙が終わると、「売上税法案の提案」をお出しになった。国民は大変反発しました。あの選挙の前とあとでの豹変について、どういう責任を感じておられるかお聞きしたい。

委員長：中曽根康弘君。

中曽根：委員長！私は、このほど大勲位菊花大綬賞（だいくんい・きつか・だいじゅしょう）を頂戴致しました。これは戦後の首相では3人しかいない、のであります。3人しかいない。したがいまして……

伊藤委員：委員長！委員長！ そんなことは聞いていません。あなたは……

中曽根：おそれおおくも（大声で、背筋を延ばして）、戦後3人しかもらわない勲章をも
らったこの中曽根に向かって、その物言いは無礼であろう。そもそも、この勲章
の意義を簡単に述べておくと……

委員長：中曽根君に申し上げます。聞かれたことだけをお答え下さい。

中曾根：でありますから、勲章には、大勲位（だいくんい）、旭日章（きょくじつしょう）、宝冠章（ほうかんしょう）、瑞宝章（ずいほうしょう）、それに文化勲章の5種類28階級がありまして、大勲位というのは勲章のなかの勲章といってもいいのでありまして、これをもらったのは、皇族以外の方では吉田茂・元総理、佐藤栄作・元総理だけで、わたくしは、つまり3人目ということで、つまり……

委員長：中曾根康弘君に対する証人喚問はこれにて終了致しました。おひきとりいただいて結構です。続いて、竹下登君にお願い致します。

【中曾根、勲章についてぶつぶつ言いながら退場。入れ代わりで竹下登登場】
坂本君！

坂本：委員長！竹下証人に伺います。あなたは昭和63年3月、大型間接税に対する六つの懸念を表明されました。整理しますと、

1. 逆進的な税体系になるので、税制の持つ所得再分配機能が弱まる。
2. 中堅所得層の税の不公平感が増す。
3. 所得税がかからない人達に重い負担を強いる。
4. 負担の感覚が小さいので、税率が安易に引き上げられる。
5. 事業者の納税事務負担が重くなる。
6. 物価を押し上げ、インフレの誘因となる。

これに間違いありませんね。

委員長：証人、竹下登君。

竹下証人：竹下登でございます。エーッ、わたくしは言語明瞭、意味不明瞭といわれておりますが、エーッ、それで間違いございませう。

委員長：坂本君！

坂本：委員長。昭和63年12月からの国会で、消費税法案が成立したわけで、あなたこ

そ、消費税の直接の生みの親と言えるのですが、先の懸念は実は消費税でもう具体的にあらわれておるのではないか。とくに、4番面の税率が安易に引き上げられるという懸念は、5%になって1ヵ月になりましたが、あなた自身はどう感じておられるか。

竹下証人：エーッ、わたくしが、エーッ

〔このあとの話は、のりくらりと、自分がどこかで買い物をしたとき、3%から5%になって、あまり実感しなかったようなことをクタクタしゃべる〕

坂本：委員長！ とにかく、話は端的にお願いします。フーッ（疲れた態度）。

消費税というのは、物品税のように、課税する物品を法律に明記するという方法をとらず、非課税になる取引だけを明記するものですから、法律改正をしない限り、課税対象はどんどん広がっていくという構造をもっております。ここに消費税の大きな問題がある。だから、食料品などの生活必需品をできるだけ非課税にするものを細かく検討する必要がある。あさく、広くとるということでは、お年寄りや年金生活者や学生、司法試験受験生などは生活に直接響きます。竹下証人。あなたが述べた3番目の懸念とはそういうことであります。この点、5%になって、さらにひどくなった。この税金を始めたとき、あなたがその点をきちんとしておかなかったのは大変問題です。いま何か反省するところがありますか。

委員長：竹下登君。

竹下：委員長。エーッ、いま先生おっしゃいました点につきましては、エーッ

〔ここから、またぐじゃぐじゃいうが、内容はアドリブで適当に〕

委員長：ありがとうございました。竹下証人にはお引き取りいただいて結構です。

〔ぶつぶつ言いながら退場〕 なお、宇野そうすけ君、海部俊樹君、宮沢喜一君、羽田（はた）つとむ君については、委員から特に申し出がなかったもので、本日はお越し頂いておりません。とくに宇野そうすけ君は、在任期間が69日____ なんだかいやらしい在任期間であります____ しかありませんし、羽田くんも大変短かった

ので、これからも喚問の必要はないと思います。そこで、細川もりひろ君にお願い致します。〔細川氏さっそうと登場〕 坂本たつま君！

坂本：委員長！ 細川元総理。あなたは平成6年2月の深夜、突然の記者会見で、「国民福祉税7%」を提案されました。あのときの真意をいま、お聞かせ下さい。

細川証人：委員長。これを使ってよろしいでしょうか。〔そういつて、自分でもってきたプロンプターを机の前に置く。そして、ペンをはすに構えて、委員の方にフッと差し出しながら〕 エー、国民福祉税というのを出したのは、私自身はさほど深い意味はございませんでした。小沢一郎さんから言われまして、ただ皆さんに伝えただけでございます。

坂本：委員長。いまの税制のもとでは、福祉目的税という名称をもっている、歳出で福祉目的に限ることはできない仕組みになっています。ですから、入り口だけで国民に何か、福祉に使うような期待をもたせるのはおかしい。何度も申し上げますが、憲法84条の租税法律主義はただ、国会が法律の形をとって議決すればいいというのではなく、その背後に、国民主権と国民代表の理念が生きている。つまり、お金をとられる国民が国会を通じて、自分のふところをいためることでも、必要ならばいいでしょうということで同意を与えるわけです。あれでは、福祉に期待をよせる国民をだますことになりませんか。それと、7%という数字はどうやってはじき出されたのですか。

細川証人：委員長。エーッ、入口と出口のお話をされましたが、わたくしの肥後59万石では、城の改修工事を行ったとき、領民にとくに重い年貢をお願いしたときがあります。城の回収工事で金がかかるということを申したのですが、わが領民は喜んで納めてくれました。わが領内が安泰だったのも、この肥後59万石の……。

〔坂本委員、大声で「委員長！」と抗議〕 いや、失礼しました。ですから、福祉という入口で税金をとって、できるだけ福祉にいかすという趣旨でして、まあ深い意味はございません。それと7%の数字ですが、これは腰溜めで撃ったわけで、これも深い意味はございません。強いて言えば、熊本城に大手門のほかに、

門が7つあるからでしょうか。

委員長：あきれ顔で、細川証人お引き取りになって結構です。続いて、村山富市君にお願い致します。〔細川元総理退場。入れ代わりにペコペコしながら、村山元総理が入ってくる〕

坂本：委員長！ 村山証人にうかがいます。あなたは、消費税が導入された平成元年に行われた参議院選挙のとき、大分駅前での社会党候補の応援演説で、「消費税断固反対」を叫びましたね。そのとき雨が降っていたので、「反対」といったとき、勢いあまって宣伝カーから落ちそうになり、お付きの方にかろうじて腕をつかまれて落ちなかった。〔村山は目をクルクルしている〕 消費税にそこまで反対していたあなたが、首相になって消費前の推進者にかわる。議会制民主主義の原点からすれば、議員が国民に向かって、「消費税反対」といって当選した。当選したあとは、消費税推進に変わる。これは、納得できません。いかがですか。

村山：えーっ、あれはですね、エーッとですね、つまりですね。苦渋の選択ということでしてね、今日は下着の洗濯してここへ来ていますのでね、洗剤もちゃんと入れましたしね。苦渋の選択も下着の洗濯も、なかなか大変でしてね。

坂本：委員長。国会議員は、いったん当選しますと、憲法43条で、個々の選挙区や選挙民の代表ではなく、「全国民の代表」になります。リコールは国会議員にはない。もし、これが地方議会なら、あなたは間違いなくリコールされている！ 〔村山目をクルクルさせる〕 憲法が全国民の代表といったのは、そんな豹変を正当化するためではありません。消費税そのものに反対していたあなたが、税率5%を推進されたのははなはだ遺憾です。しかも5%の増税法案は強行採決でした。このことはしっかり記憶しておく必要がある。あなたは社会党の国会対策委員長もやり、国会対策のベテランといわれた。平成元年の消費税見直し、非課税物品の明記などの検討をさぼっておいて、税率アップはおかしいと思いますが。

村山証人：まさにですね、その通りでしてね。おっしゃる通りです。ただ、税率アップの

点ではですね、5円玉は「ご縁がある」ということで、よくお守りなどにも入れたりしており、とても縁起のいい硬貨でしてね、3%のときよりも、国民が5円玉に接する機会を増やし、「ご縁がありますように」という願（がん）をかけられるようにする。これは大変いいことをしたと思っています。

坂本委員：委員長。税率アップにより、所得の低い人々の負担増はたいへんきついものがあります。年金生活者や司法試験受験生などの負担は大きい。税制改革、行政改革などとのセットで出ているはずだが、やはり税率アップだけが突出した感が強い。今後、非課税品目を拡大して、少しでも負担を軽くするよう、働きかける責任があなたにはある。消費税断固反対を長くいつてきた方として、どう思うか。

村山証人：エーとですね、この証人喚問の控室には、橋本現総理から差し入れられたあんパンが置いてありましてね、ごく普通の山崎のあんぱんでしたけどね、これにも5%課税されているわけですね。あんパンには消費税がかかるが、あんパンまんの人形にはかからないというのはやはりおかしいわけで、すべてにかかるという点にその国民にもわかりやすく、みんなで少しずつ負担していこうという公共心も生まれると思うわけです。非課税品目も増やしすぎると消費税の意味がなくなるわけですね。それから、政治姿勢のことを、あなたいろいろ言われるが、国会对策と違って、総理という仕事は大変孤独ですね。官僚からこうしてくれ、ああしてくれ、と言われると、ああそうですかとOKを出す以外になかなかできないわけです。まさに苦渋の選択ばかりをやってきたわけですね。あまり苦渋の選択をするものですから、最近では、秘書の下着の洗濯までやってあげるようになって、とても洗濯好きになりました。これが、総理をやった成果といえるでしょうね。

委員長：〔ガクッときて、大声で〕これにて、本日の会議を終了します。